

業 務 仕 様 書

1 業務名

ロードサービスに関するトラブルに係る消費者教育映像を用いた啓発業務

2 業務目的

自動車やバイクの事故や故障等が発生した際、消費者自身で対処することは難しいケースが多いため、ディーラーや修理業者、ロードサービス業者といった専門の事業者に依頼することが一般的である。自動車のトラブルに慣れていない消費者が慌ててインターネット検索し、ロードサービス業者に依頼しているケースが多いものと考えられる。こうした背景から、インターネットで依頼したところ事前説明のなかつた高額な費用を請求されるなど、悪質な事例が全国的に増えている。

本業務は、上記のようなロードサービスに関するトラブルについて、令和5年度に本市が作成した啓発動画をテレビCMとして放映することにより、消費者被害を防止するとともに、相談先としての消費者センターの認知度向上を目的として実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

（1） 使用する映像

ロードサービスに関するトラブル編 2種（15秒及び30秒）

- ・15秒版（<https://www.youtube.com/watch?v=xzFk37F0uyQ>）
- ・30秒版（<https://www.youtube.com/watch?v=eyDEqyLPFnc>）

使用する映像データ（MP4形式）は委託者から提供する。

（2） 放映について

ア 1局のテレビ局にて放映すること。ただし、テレビ局の選定は自由とする。

イ 露出本数は合計40本とする。

なお、放映する動画の内訳については、15秒20回、30秒20回とすること。

ウ 放映する期間については、委託者と協議の上決定する。

(3) 放映する時間帯について

以下の時間帯とするが、放映が難しい場合は、露出本数のうち30本は、平日、休日ともに、23時台から5時台を除く時間帯で実施すること。

ア 平日：6時台から8時台、19時台から22時台

イ 休日：7時台から9時台、18時台から22時台

(4) テレビCM以外の広告展開

テレビCMを放映するテレビ局において、テレビCM以外のテレビ媒体を用いた広告展開（番組内でのパブリシティ等）を実施すること。

なお、放映する媒体は、地上波のものとし、平日、休日ともに、23時台から5時台を除く時間帯で実施すること。

(5) 映像データの加工

上記(1)の映像について、テレビCMの放映に当たり必要な動画ファイルの編集、加工等は、受託者において実施すること。また、これに必要な人員、機材等については、原則として、全て受託者が確保すること。

(6) その他上記業務に付随する業務

5 成果物等の提出

(1) 放映完了後、直ちに以下のものを提出すること

ア 完了届

イ 放映した映像データを記録したDVD、Blu-ray等のメディア

ウ 放送確認書（本確認書1部、写し1部）

(2) 報告期限

令和8年3月31日（火）

(3) 納品場所

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課（市役所本庁舎13階）

6 著作権及び秘密保持

(1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26

条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利を含む。) を譲渡するものとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、本著作物に使用されている音楽、写真、絵、イラストなどの素材の著作権であって第三者が有するもの及び本業務と関係なく受託者が保有している著作権（以下、これらを総称して「本著作権」という。）並びに成果物に使用されているタレント等の肖像権（以下「本肖像権」という。）については、委託者に譲渡されることはないものとする。
- (3) 委託者が本著作物の改変又は本著作物を利用して新たな制作物の制作を希望する場合、その条件につき委託者と受託者との間で別途協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (5) 受託者は、札幌市に対し、本業務において、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。
- (6) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように体制を整えること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 特記事項

- (1) 受託者は、委託者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には委託者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 本業務の履行に当たり事故などがあった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。
- (3) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 担当

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階南側

市民文化局市民生活部消費生活課消費生活係 佐々木

TEL 011-211-2245